

資料提供

(連絡先)
商工労働部産業政策課
担当：山森、金川
内線：4443、4445
電話：076-225-1507

令和3年7月15日

「石川県経営持続月次支援金【酒類販売事業者枠】」の 誓約書の修正について

石川県では「石川県経営持続月次支援金【酒類販売事業者枠】」の申請にあたり、誓約書の提出を求めています。この度、誓約書を修正します。

1 見直しの内容

「石川県経営持続月次支援金【酒類販売事業者枠】」の様式3-1誓約書の「3」の項目を削除

2 経緯

誓約書の「3」の項目については、令和3年6月11日付内閣府地方創生推進室及び内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応地方創生推進交付金における『協力要請推進枠』の取扱いの変更について」により記載しておりましたが、今般、国が事務連絡を廃止したことから、当該項目を削除するものです。

石川県知事 様

誓 約 書

石川県経営持続月次支援金（酒類販売事業者枠）の申請に関して、次のとおり誓約します。

1. 申請内容の証拠書類を保存するとともに石川県から申請内容及び審査に関する検査・報告・是正のための依頼・措置の求めがあった場合は、これに応じます。
2. 支援金の受給後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、刑事告発され得ることを認識するとともに、支援金の返還に応じます。また、指示された納期日までに返還しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（支援金の額に年10.95%の割合で計算した額）を支払います。

削除

~~3. 本支援金は、都道府県知事からの酒類の提供停止を伴う休業要請等に応じた飲食店との取引により影響を受けた酒類販売事業者に対し支援を行うものであることを理解しており、加えて、同要請等に応じずに営業を続けている飲食店と取引を行っている酒類販売事業者に本支援金を支給することは適当ではないことも理解しています。その上で、こうした要請に応じていない飲食店であることを把握した場合には取引を行わないよう努めます。~~

4. 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、石川県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に該当する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に事実上参画していません。なお、このことを確認するため必要な事項を石川県警察本部に照会することに同意します。
5. 申請書類に記載された情報は、必要に応じて行政機関（税務当局、警察署、保健所等）に照会されることに同意します。

【署名欄】 署名年月日 年 月 日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

申請者氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の役職と氏名）

※申請者氏名は法人の代表者又は個人事業主が必ず自署してください。